

# 警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する規則

〔 昭和43年4月1日 〕  
〔 公安委員会規則第3号 〕

## （趣旨）

### 第1条

この規則は、警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する条例（昭和43年兵庫県条例第34号。以下「条例」という。）第4条及び第6条の規定に基づき、見舞金の額並びに賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金及び見舞金の支給について必要な事項を定めるものとする。

## （見舞金の額）

### 第2条

条例第4条第2項の規定により公安委員会規則で定める見舞金の額は、療養の期間及び功労の程度等に応じ、次の表のとおりとする。

療 養 の 期 間	功 労 の 程 度	
	多大な功労があると認められる者	功労があると認められるもの
1 週 間 未 満 の 場 合	45,000円以下	35,000円以下
1 週 間 以 上 2 週 間 未 満 の 場 合	125,000円以下	90,000円以下
2 週 間 以 上 3 週 間 未 満 の 場 合	245,000円以下	185,000円以下
3 週 間 以 上 1 箇 月 未 満 の 場 合	370,000円以下	300,000円以下
1 箇 月 以 上 2 箇 月 未 満 の 場 合	485,000円以下	390,000円以下
2 箇 月 以 上 3 箇 月 未 満 の 場 合	730,000円以下	540,000円以下
3 箇 月 以 上 の 場 合	950,000円以下	800,000円以下

## （賞じゅつ金等の申請）

### 第3条

部署の長（以下「所属長」という。）は、所属の警察職員に条例第2条第1項に規定する賞じゅつ金、条例第3条第1項に規定する殉職者特別賞じゅつ金又は条例第4条第1項に規定する見舞金（以下「賞じゅつ金等」という。）を支給すべき事由があると認めるときは、警察本部長（以下「本部長」という。）を経て公安委員会に賞じゅつ金等の支給の申請をしなければならない。

## （申請手続）

### 第4条

前条に規定する申請は、賞じゅつ金等支給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる賞じゅつ金等の種類に応じ当該各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

#### （1） 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金にあっては次に掲げる書類

ア 死亡診断書、死体検案書又は検視調書の写しその他死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

イ 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の支給を受けようとする者（以下「受

給者」という。)は本籍、氏名及び殉職者との続柄を明らかにした市区町村長の証明書又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本

ウ 受給者が、婚姻の届出をしていないが、殉職者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものであるときは、その事実を認めることができる書類

エ 受給者が、配偶者(ウに該当する者を含む。)以外の者であるときは、先順者位のないことを証明する書類及び殉職者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

オ その他本部長が必要と認める書類

(2) 障害者賞じゅつ金にあっては次に掲げる書類

ア 地方公務員災害補償賞(昭和42年法律第121号)の規定に基づく障害補償決定通知書の写し

イ その他本部長が必要と認める書類

(3) 見舞金にあっては次に掲げる書類

ア 傷病の程度に関する医師の診断証明書

イ その他本部長が必要と認める書類

(通知)

## 第5条

公安委員会は、賞じゅつ金等の支給の決定をしたときは、賞じゅつ金等支給決定通知書(様式第2号)により、本部長を通じ、所属長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた所属長は、賞じゅつ金等の支給を受けることのできる者にその旨通知しなければならない。

(賞じゅつ金等の支給)

## 第6条

賞じゅつ金等の支給は、本部長を通じて行う。

(簿冊の備付)

## 第7条

警察本部警務部警務課長は、賞じゅつ金等支給原簿(様式第3号)を備え、賞じゅつ金等の支給の状況を明らかにしておかななければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 警察職員賞じゅつ金等支給規則(昭和39年兵庫県公安委員会規則第8号)は、廃止する。

附 則

昭和45年4月1日

公安委員会規則第7号

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

昭和47年3月21日

公安委員会規則第2号

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する規則の規定は、昭和47年2月1日以降

見舞金の支給事由が生じたものについて適用する。

附 則 [ 昭和49年9月26日  
公安委員会規則第11号 ]

( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

( 適用区分 )

- 2 改正後の警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する規則の規定は、昭和49年9月1日以降見舞金の支給事由が生じたものについて適用し、同日前に見舞金の支給事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則 [ 昭和51年10月9日  
公安委員会規則第9号 ]

( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 改正後の警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する規則の規定は、昭和51年9月1日以降、見舞金の支給事由が生じたものについて適用し、同日前に見舞金の支給事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則 [ 昭和60年10月9日  
公安委員会規則第11号 ]

( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 改正後の警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する規則の規定は、昭和60年4月1日以降に賞じゅつ金又は見舞金の支給事由が生じたものについて適用し、同日前に賞じゅつ金又は見舞金の支給事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則 [ 平成5年3月12日  
公安委員会規則第1号 ]

( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 改正後の警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する規則の規定は、平成4年4月1日以降賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金又は見舞金の支給事由が生じたものについて適用し、同日前に賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金又は見舞金の支給事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則 [ 平成7年7月18日  
公安委員会規則第8号 ]

( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 改正後の警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する規則の規定は、平成7年4月1日以降に支給事由が生じた見舞金について適用し、同日前に支給事由が生じた見舞金については、なお従前の例による。

様式第1号(第4条関係)

賞 じ ゅ つ 金 等 支 給 申 請 書

発第 年 月 日 号

兵庫県公安委員会 殿

所属長 警察署長

次のとおり  
殉職者賞じゅつ金  
殉職者特別賞じゅつ金  
障害者賞じゅつ金  
見舞金  
の支給の申請をします。

1 被災職員 所属 警察署 職名 氏名 昭和 年 月 日生	2 被災日時 平成 年 月 日午後 時 分ごろ		
	3 被災場所		
	4 被災の程度 死亡(日時 月 日 時 分) 障害(障害等級 級) 負傷(療養期間 日間)		
5 賞じゅつ金等の支給を受けるべき者(同順位のもの2人以上の時は全員)			
続柄	氏名	生年月日	住所
本人			
6 職務執行の状況及び功労に対する所属長の意見 別紙のとおり			
7 表彰等			
決定			
受理 年 月 日	決定 年 月 日	支払 年 月 日	

- (注) 1 は、記入しないこと  
2 6の欄については、その記入に代え、別紙として添付してもよい。  
3 7の欄の表彰は、当該賞じゅつ金等支給対象事案に関するもの(具申中のものを含む。)について記入すること。

殿

兵庫県公安委員会 印

賞じゆつ金等 ( ) 支給決定通知書

所 属  
職、氏名

上記の者に係る 年 月 日付申請の賞じゆつ金等 ( ) を、次のとおり支給することに決定したので通知する。

1 賞じゆつ金等を受ける者

所 属  
職、氏名  
住 所  
職員との続柄、氏名

2 金 額  
金 円 也

3 支給年月日  
年 月 日 時

4 支給の場所

様式第3号(第7条関係)

賞 じ ゅ つ 金 等 支 給 原 簿

第	年度 号	決定	年 月 日	支給	年 月 日
(被災職員) 所属  官職  氏名 ( 歳)			(被災日時及び場所) 日時 年 月 日 時 分  場所		
(傷病名、部位及び障害の程度)			(経過) 発 病 年 月 日 治 ゆ 年 月 日 死 亡 年 月 日		
(支給を受けた者) 住所  続柄 職業  氏名 ( 歳)					
種 類	功 勞 の 程 度		加 算	減 額	
殉職者特別賞じゅつ金 殉職者賞じゅつ金 障害者賞じゅつ金	特に抜群の功勞 抜群の功勞 特に顕著な功勞 多大の功勞		有( 割 ) 無	有 無	
			支給額		円
見舞金	多大の功勞 功勞 (療養期間 日間)		支給額		円
合 計 支 給 額			円(予算措置)		
(事案の概要)					
(医療機関) 名称 住所			(担当医師 )  T E L		